○豊川市表彰条例

昭和45年５月11日条例第11号

改正

平成11年３月10日条例第１号

平成15年３月７日条例第２号

平成18年12月22日条例第55号

令和７年３月12日条例第３号

豊川市表彰条例

豊川市表彰条例（昭和38年豊川市条例第14号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第１条　本市の住民の福祉に貢献し、又は市政の振興に寄与し、その功績の顕著なものの表彰については、この条例の定めるところによる。

（表彰の種類）

第２条　表彰は、一般表彰及び市政功労表彰とする。

（一般表彰）

第３条　市民又は市に縁故のある個人、法人若しくは団体等で次の各号のいずれかに該当するものは、一般表彰として表彰する。

（１）　地方自治の進展に貢献し、その功績の顕著なもの

（２）　教育、学術、技芸、体育その他文化の振興に貢献し、その功績の顕著なもの

（３）　産業の開発又は振興に貢献し、その功績の顕著なもの

（４）　風教の善導、社会福祉、民生の安定等に尽すいし、その功績の顕著なもの

（５）　公益事業に尽すいし、その功績の顕著なもの

（６）　保健衛生の向上に貢献し、その功績の顕著なもの

（７）　交通の安全、治安の維持又は水火災の防護に貢献し、その功績の顕著なもの

（８）　運輸、交通又は通信の発達に貢献し、その功績の顕著なもの

（９）　市の公益のため多額の私財を寄附し、その功績の顕著なもの

(10)　自己の危険を顧みず、人命の救助又は公共物の保護に当たり、その功績の顕著なもの

(11)　市民活動等により市民の福利を増進し、その功績の顕著なもの

(12)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に表彰を必要と認めるもの

（市政功労表彰）

第４条　市長、市議会議員、副市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の５第１項若しくは第３項に規定する委員会の委員及び委員として、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に規定する期間在職した者は、市政功労者（以下「功労者」という。）として表彰する。

（１）　市長の職　８年以上

（２）　市議会議員の職　12年以上

（３）　副市長の職　12年以上

（４）　地方自治法第180条の５第１項又は第３項に規定する委員会の委員又は委員の職　15年以上

２　前項に定める者のほか、本市の公益又は振興発展に特別の寄与をし、広く市民の尊敬を受けるに足る者は、功労者として表彰する。

３　同一人が第１項各号に規定するそれぞれの職を異にして在職した場合における当該各号に掲げる職の在職期間は、別に定めるところによりその前後を通算する。

（表彰の方法）

第５条　表彰は、市長が表彰状に記念品又は金員を添えてこれを行う。

２　市政功労表彰にあっては、前項に規定するもののほか、功労章を贈る。

３　表彰を受けるべき者が、表彰日前に死亡したときは、その者の遺族に対してこれを行う。

（表彰の時期）

第６条　表彰は、毎年市制施行記念日に行う。ただし、特別の事情があるときは、随時これを行うことができる。

（功労者の礼遇）

第７条　功労者として表彰を受けた者に対しては、別に定めるところにより礼遇する。

（再表彰）

第８条　既に表彰を受けたものが再び表彰を受けるべき事由に該当したときは、更に表彰することができる。

（表彰の制限）

第９条　功労者の表彰は、第４条第１項の規定にかかわらず、現にその職に在る間はこれを行わない。

２　功労者として表彰を受けるべき者が表彰を受ける日前に次の各号のいずれかに該当したときは、表彰を行わない。

（１）　拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

（２） 功労者としての体面を汚し、又は功労者にふさわしくない行為があったとき。

（資格の喪失）

第10条 功労者として表彰を受けた者が前条各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失するものとし、功労章を返納させることができる。

（表彰審査委員会の設置）

第11条 表彰を公正かつ適正に行うため、豊川市表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

（委員会の組織等）

第12条 委員会は、委員６人以内をもって組織する。

２ 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

３ 委員長は、会務を総理する。

４ 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１） 学識経験者

（２） 市の職員

（委任）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年３月10日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年３月７日条例第２号）

この条例は、平成15年４月１日から施行する。

附 則（平成18年12月22日条例第55号）

この条例は、平成19年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月12日条例第３号抄）

（施行期日）

１ この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

２ この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

３ この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、

なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

４　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めの例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。